

# 弁護士報酬

## 法律相談

初回30分まで無料

以降30分ごとに5000円（税別。以下同じ）

## 意見書作成

3万円～

## 契約書作成

		経済的利益	手数料額
定型		経済的利益の額が1000万円未満のもの	5万円から10万円の範囲
		経済的利益の額が1000万円以上1億円未満のもの	10万円から30万円の範囲
		経済的利益が1億円以上のもの	30万円以上
非定型	基本	経済的利益の額が300万円未満の部分	10万円
		経済的利益の額が300万円を超え3000万円以下の部分	1%相当額
		経済的利益が3000万円を超え3億円以下の部分	0.3%相当額
		経済的利益が3億円を超える部分	0.1%相当額
	事案が複雑又は特殊な事情がある場合	協議により定める	
公正証書にする場合		上記手数料に3万円を加える。	

## 遺言書作成

		経済的利益	手数料額
定型			10万円から20万円の範囲内の額
非定型	基本	経済的利益の額が300万円未満の部分	20万円

		経済的利益の額が 300 万円を超え 3000 万円以下の部分	1%相当額
		経済的利益が 3000 万円を超え 3 億円以下の部分	0.3%相当額
		経済的利益が 3 億円を超える部分	0.1%相当額
	事案が複雑又は特殊な事情がある場合	協議により定める	
公正証書にする場合		上記手数料に 3 万円を加える。	

### 遺言執行

遺産評価額	手数料
300 万円以下の部分	30 万円
300 万円を超え 3000 万円以下の部分	2%相当額
3000 万円を超え 3 億円以下の部分	1%相当額
3 億円を超える部分	0.5%相当額

### 成年後見

委任事項	親族間の争い	弁護士報酬
申立代理	なし	10 万円～
	あり	20 万円～
任意後見契約	—	月額 2 万円～

### 遺産分割（遺産分割協議書の作成含む）

経済的利益の額※	着手金	報酬金
300 万円以下の部分	8%相当額	16%相当額
300 万円を超え 3000 万円以下の部分	5%相当額	10%相当額
3000 万円を超え 3 億円以下の部分	3%相当額	6%相当額
3 億円を超える部分	2%相当額	4%相当額

※事案により、取得財産時価相当額や法定相続分時価相当額など、内容が異なります。  
また、争いのない部分については経済的利益を減額できる場合があります。